

諸外国における付加価値税の概要

(2024年1月現在)

	日本	EC指令	フランス	ドイツ	スウェーデン	英国	
施行	1989年	1977年	1968年	1968年	1969年	1973年	
納税義務者	資産の譲渡等を行う事業者及び輸入者	経済活動をいかなる場所であれ独立して行う者及び輸入者	有償により財貨の引渡又はサービスの提供を独立して行う者及び輸入者	営業又は職業活動を独立して行う者及び輸入者	経済活動をいかなる場所であれ独立して行う者及び輸入者	事業活動として財貨又はサービスの供給を行う者で登録を義務づけられている者及び輸入者	
非課税対象	土地の譲渡・賃貸、住宅の賃貸、金融・保険、医療、教育、福祉等	土地の譲渡（建物新築用地を除く）・賃貸、中古建物の譲渡、建物の賃貸、金融・保険、医療、教育、郵便、福祉等	土地の譲渡（建物新築用地を除く）・賃貸、中古建物の譲渡、建物の賃貸、金融・保険、医療、教育、郵便、福祉等	土地の譲渡・賃貸、建物の譲渡・賃貸、金融・保険、医療、教育、郵便、福祉等	土地の譲渡・賃貸、建物の譲渡・賃貸、金融・保険、医療、教育、郵便、福祉等	土地の譲渡（建物新築用地を除く）・賃貸、中古建物の譲渡、建物の賃貸、金融・保険、医療、教育、郵便、福祉等	
税率	標準税率	10% (注2)	15%以上	20%	19%	25%	20%
	ゼロ税率	なし	食料品、水道水、新聞、雑誌、書籍、医薬品、医療機器、旅客輸送、太陽光パネル等 (注3)	なし	太陽光パネル等	なし	食料品、水道水（家庭用）、新聞、雑誌、書籍、国内旅客輸送、医薬品、居住用建物の建築（土地を含む）、新築居住用建物の譲渡（土地を含む）、障害者用機器等
	輸出免税	輸出及び輸出類似取引	輸出及び輸出類似取引	輸出及び輸出類似取引	輸出及び輸出類似取引	輸出及び輸出類似取引	輸出及び輸出類似取引
	軽減税率	酒類・外食を除く飲食品、定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞 8% (注2)	食料品、水道水、新聞、雑誌、書籍、医薬品、医療機器、旅客輸送、太陽光パネル等 5%未満 (注3) 上記及び宿泊施設の利用、外食サービス、スポーツ観戦、映画等 5%以上 (注3) (2段階まで設定可能)	旅客輸送、宿泊施設の利用、外食サービス等 10% 食料品、水道水、書籍、スポーツ観戦、映画等 5.5% 新聞、雑誌、医薬品等 2.1%	食料品、水道水、新聞、雑誌、書籍、旅客輸送、宿泊施設の利用、スポーツ観戦、映画等 7%	食料品、宿泊施設の利用、外食サービス等 12% 新聞、雑誌、書籍、旅客輸送、スポーツ観戦等 6%	家庭用燃料及び電力等 5%
	割増税率	なし	割増税率は否定する考え方を採っている。	なし	なし	なし	なし
課税期間	1年（個人事業者：暦年 法人：事業年度） ただし、選択により3か月または1か月とすることができる。	1か月、2か月、3か月または加盟国の任意により定める1年以内の期間	1か月 (注4)	1年	1か月 (注5)	3か月 (注6)	

(注1) 上記は、各国における原則的な取扱いを記載。

(注2) 日本については、10%（標準税率）のうち2.2%、8%（軽減税率）のうち1.76%は地方消費税（地方税）である。

(注3) EC指令においては、従来、ゼロ税率及び5%未満の軽減税率を否定する考え方を採っていたが、令和4年4月の改正により、特定の品目についてゼロ税率及び5%未満の軽減税率が認められた。

(注4) 課税売上高が一定額以下の場合には、1年の課税期間を選択することができ、付加価値税額が一定額以下の場合には、3か月の課税期間を選択することができる。

(注5) 課税売上高が一定額以下の場合には、3か月または1年の課税期間となる。

(注6) 課税売上高が一定額以下等の場合には、1年の課税期間を選択することができる。また、申請等によって1か月の課税期間を選択することができる。